

# 危険物新聞

第424号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会  
編集 松村 光 惟  
発行人

大阪市西区新町1丁目5-7  
四つ橋ビル  
TEL (531) 9717-5910  
定価 1部 60円

平成元年度 第1回取扱者試験

6月11日と18日、府大で

消防試験研究センター大阪府支部では、平成元年度第1回危険物試験を次のとおり実施する。

▷試験日 6月11日(日)午前 乙種4類  
午後 甲種、乙種1~6類

6月18日(日)午前及び午後 丙種

▷試験場 大阪府立大学

▷願書受付 5月16日(火)、17日(水)

▷受付場所 大阪府職員会館

講習は甲種、乙1~6類、丙種について

受験準備講習受付は5月8日からで、講習は大阪、堺、茨木、岸和田及び十三会場で別載のとおり行なわれる。第2回試験(10月上旬)に際しては、乙4及び丙種の準備講習しか行ないませんので念のため。

日曜コース・夜間コースは電話受付を

日曜コース(150名)、夜間コース(60名)については、定員が少ない関係上、いつもの様に電話予約による受付をしている。希望者は電話(06-531-9717)で予約されたい。満席になり次第締切ります。

〈誰れでも受験できる乙種試験〉

従前、乙種危険物取扱者試験の受験には、6ヶ月以上の実務経験が必要とされたが、法令改正により、今回の試験から受験資格がなくなり、丙種と同様、誰れでも受験できるようになった。

また、甲種受験者のうち、大学化学専攻者も6ヶ月の実務経験が要らなくなった。

本年度の危険物取扱者保安講習

7月から40会場で

大阪府危険物取扱者保安講習は、平成元年度も、府下各地で、7月から開催の予定である。

本年度は、講習会場の環境整備、会場定員の縮少をはかるため、会場は40ヶ所に増設される。

昨年より会場が増設される分は、大阪市・天神橋の労働センター、西九条の此花会館、吹田市、和泉市、八尾市等で、昨年に引き続き業種区分別講習が実施される。

申込方法は従前と同じ往復ハガキ方式であるが、様式が一部変わるので、新様式で申込されたい。なお新様式には、前記日程も印刷され5月の連休明けには各消防署等で配布される予定である。

## 消防点検は…マルナカ



マルナカは、社会に「安心」を提供する防災のプロフェッショナルです。

大阪本社 〒530 大阪市北区中崎西4丁目2番27号 TEL (06)371-7775(代)

東京本社 〒113 東京都文京区本駒込5丁目73番5号 TEL (03)944-0161(代)

神戸マルナカ 〒653 神戸市長田区東虎池町3丁目4番19号 TEL (078)681-5771(代)

## 危険物の規制に関する政令等の一部を 改正する政令等の施行について (その2)

(平成元年3月1日、消防危第14号、消防特第34号、消防庁次長通達)

### 第1 改正法に基づく危険物の範囲の見直し等に関する事項

7 危険物の指定数量について定められたこと(令第1条の11、別表第3、危険物の試験及び性状に関する省令)指定数量の値は、現行のものを基本とし、各類ごとに危険性を勘案して見直したものであるが、各類ごとに試験において示される性状に応じた危険性のランク付けを行い、それぞれのランクごとに指定数量を定めることを原則としたものであること。また、第4類の危険物は、特殊引火物及び第三石油類を除いて指定数量の値が現行のもの2倍以上に緩和されたほか、水溶性液体を定義するとともに、第一石油類、第二石油類及び第三石油類のうち水溶性液体の性状を有するものについては、指定数量の値は非水溶性液体の性状を有するものの2倍とされたこと。

8 指定可燃物について定められたこと(令第1条の12、別表第4)。指定可燃物は、現行の特殊可燃物(改正前の消防法施行令第10条第1項第4号、別表第3)のほか現行の準危険物(改正前の消防法施行令第5条、別表第2)の一部(可燃性固体類等)等を統合したものであること。すなわち、令別表第4の品名のうちばら及び紙くず、糸類については、現行の準危険物のうちの類似する品名を統合し、合成樹脂類については現行の特殊可燃物のゴム類を統合したものとそれぞれ整理され、また石炭・木炭類については、現行の特殊可燃物の石炭及び木炭にコークス、練炭等に類似する物品を加えたものであること。更に可燃性固体類は現行の準危険物の第4類第二種引火物等を、また可燃性液体類は第二石油類、第三石油類、第四石油類及び動植物油類のうち一定の要件に適合するもので危険物から除かれるものをそれぞれ指定したものであること。なお、指定可燃物は数量を含んだ概念であって、令別表第4の数量欄に定める数量以上のもののみが、指定可燃物に該当するものであること。

おって、指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等に関しては、火災予防条例準則の一部改正を予定しているところであること。

9 その他規定の整備が図られたこと。

### 第2 製造所等の許可及び完成検査の申請等に関する事項

1 各種の申請及び届出に係る書類について、整備が行われたこと。なお、設置及び変更の許可の申請書、仮使用の承認の申請書、完成検査及び完成検査前検査の申請書並びに譲渡又は引渡し及び品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出書の提出部数は、正本及び副本の区別を廃して原則2部とし、また、3部提出を要するものは、特定屋外タンク貯蔵所に係る申請書のうち市町村長等が危険物保安技術協会に審査委託できる事項に係るものに限りものとされたこと(規則第9条)。

- (1) 設置の許可の申請書の記載事項として、「指定数量の倍数」が加えられたこと(令第6条第1項第5号)
- (2) 屋内給油取扱所の設置又は変更の許可の申請に係る位置、構造及び設備に関する図面には、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分の構造及び用途についても記載するものとされたこと(規則第4条第2項第2号、第5条第2項第2号)。
- (3) 海上タンク(海上に浮かび、同一場所に定置するよう措置され、かつ、陸上に設置された諸設備と配管等により接続された液体危険物タンク(規則第3条第2項第1号)をいう。以下同じ。)に係る屋外タンク貯蔵所の設置又は変更の許可の申請に係る添付書類について定められたこと(規則第4条第3項第7号、第5条第3項第7号)。

## 危険物設備の設計・施工 保安点検・検査

設備の安全を創造する

①新栄プラント建設株式会社

本社 大阪市中央区南船場2丁目7番14号  
〒542 (大阪写真会館)  
電話 大阪(06) 271-5588(代)

(4) 危険物の危険性及び施設の形態に着目した製造所等の位置、構造及び設備の基準の整備に伴い、製造所等の設置又は変更の許可に係る申請書に「位置、構造及び設備の基準に係る区分」の欄が設けられ、設置許可又は変更許可の申請者が、適用を受けようとする令及び規則の条項を記入することとされたこと（規則別記様式第2、様式第5）。

## 2 完成検査前検査に関する事項

(1) 特殊液体危険物タンクとして、従来の地中タンクのほか、新たに海上タンクが加えられ（規則第6条の2）、海上タンクの基礎・地盤検査について特例が定められたこと（規則第6条の2の2、第6条の2の3、第6条の3、第6条の5）。なお、海上タンクについては水張検査又は水圧検査及び溶接部検査の適用はないものとされたこと（令第8条の2第3項第2号、規則第6条の2の4、第6条の2の6）。

(2) 第3類の危険物のうちアルキルアルミニウム若しくはアルキルリチウム又はこれらのいずれかを含有するもの（以下「アルキルアルミニウム等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所の液体危険物タンクの水張検査及び水圧検査について、特例が定められたこと（令第8条の2第3項第4号、第5項、規則第6条の2の8、第6条の2の9）。

3 その他規定の整備が図られたこと。

## 第3 製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

### 1 総括的事項

(1) 改正法に基づく危険物の範囲の見直しに伴い、製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準全般について、危険物の危険性に応じた規制を行う観点から見直しが行われたこと。

ア 甲種危険物及び乙種危険物の区分（改正前の危険物の規制に関する政令（以下「旧令」という。）第

1条）については廃止することとし、各類の危険物の性質及び試験において示される性状に応じた技術基準を定めることとされたこと。特に、引火点が130℃以上の第4類の危険物（以下「高引火点危険物」という。）に係る製造所等及びアルキルアルミニウム等、第4類の危険物のうち特殊引火物のアセトアルデヒド若しくは酸化プロピレン又はこれらのいずれかを含有するもの（以下「アセトアルデヒド等」という。）等特殊な安全対策を必要とする危険物に係る製造所等について、基準の整備が図られたこと。このうち、すべての製造所等に共通する基準としては、次のものがあること。

(ウ) 移動タンク貯蔵所を除く製造所等には、危険物の類、品名及び数量、指定数量の倍数等を表示する掲示板（規則第18条第1項第2号）のほか、貯蔵し、又は取り扱う危険物に応じた注意事項を表示した掲示板を設けることとされているが、当該掲示板の表示事項が、より危険物の危険性に即したものに改められたこと（規則第18条第1項第4号、告示第55条第2号ニ）。

(イ) 屋内貯蔵所、移動タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び移送取扱所以外の製造所等のタンクで第4類の危険物に係るもののうち、圧力タンク以外のものに設ける通気管について、高引火点危険物のみ（高引火点危険物以外の危険物をあわせて貯蔵し又は取り扱っている場合を排除する趣旨である。以下同じ。）を100℃未満の温度で貯蔵し、又は取り扱うタンクを対象として、技術基準の一部が緩和されたこと（規則第20条第1項第1号ハただし書、第2号ロ、第2項第1号ただし書、第3号、第3項柱書、第4項第3号）。

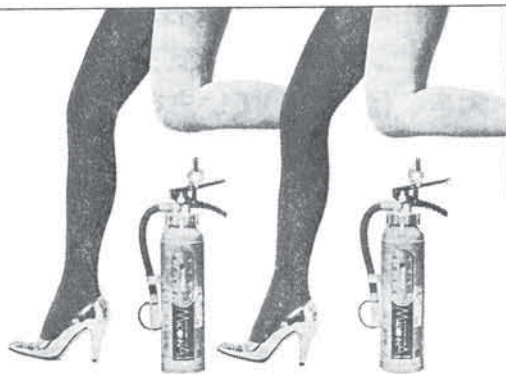
イ 危険物の範囲の見直しに伴い、非危険物となる生石灰に係る規定が削除されるとともに、新たに危険物となる引火性固体に係る規定が追加されたこと。

安全が見える窓つき またひとつ超えました。

安心小窓が  
ついた  
モリタの消火器  
**MADONNA**  
火災御見舞金(最高20万円まで)つき

森田ポンプ株式会社

本社/〒544 大阪市生野区小路東5-5-20 Tel.(06)751-1351(代)  
営業所/東京・大阪・名古屋・仙台・福岡・高崎  
静岡・富山・広島・松山・札幌・旭川



ウ 第6類の危険物については第1類の危険物と同様の危険性(酸化性)を有するものとして、現行規定において認められている技術基準の緩和規定は、原則として削除されたこと。

エ 指定数量の倍数に応じた基準については、今回の改正によって指定数量の位置づけに変更が加えられるものではないことから、現行どおりとされたこと。

(2) 従来想定されていなかった新たな貯蔵、取扱形態の製造所等について、施設の形態に対応した技術基準の整備が図られたこと。また、建築物の一部に設置される製造所等について、部分規制の基準が整備されたこと。

(3) これまで令第23条の特例により運用されてきた基準のうち、統一的な基準として取り上げるべきものは今回法令上明確に規定することとしたこと。なお、市町村長等におかれては、今後とも個別の事例に対して令第23条の特例を運用する場合には、明確な基準に基づき適正に行われるとともに、当庁に照会する等慎重に取り扱われたいこと。

## 2 製造所の基準

### (1) 令第9条第1項の製造所の基準

ア 製造所が当該施設との間に保安のための距離を保つべき対象物として、新たに、有料老人ホーム、精神障害者社会復帰施設及び障害者職業訓練校が追加されたこと(規則第11条第4号)。

イ 製造所の延焼のおそれのある外壁は、出入口以外の開口部を有しない耐火構造の壁とするともに、当該開口部には随時開けることができる自動閉鎖の甲種防火戸を設けることとされたこと(令第9条第1項第5号、第7号)。

ウ 屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備には、その直下の地盤面に高さ0.15m以上の囲いを設けることとされているが、危険物の流出防止にこれと同

等以上の効果があると認められる自治省令で定める措置を構じた場合には、当該囲いに代替することができるものとされ(令第9条第1項第12号)、危険物の流出防止に同等以上の効果があると認められる措置を自治省令で定めることにより、基準を緩和することができる余地が設けられたこと。

エ 危険物を取り扱う配管の基準について、その整備が図られたこと(規則第13条の5)。

(2) 高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱う製造所について、令第9条第1項の基準の特例が定められたこと(令第9条第2項、規則第13条の6)。なお当該製造所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は令第9条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。

(3) アルキルアルミニウム等又はアセトアルデヒド等を取り扱う製造所について、令第9条第1項の基準を超える特例が定められたこと(令第9条第3項、規則第13条の7から第13条の9まで)。なお、規則第13条の8及び第13条の9で特例を定めていない事項については、令第9条第1項の基準が適用になるものであること。

## 3 屋内貯蔵所の基準

屋内貯蔵所の定義が改められ、屋内の場所において危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所とされたこと(令第2条第1号)。これは、新たに建築物の一部に設置される屋内貯蔵所についての基準が設けられたことに伴うものであること。

なお、貯蔵倉庫が独立した専用の建築物で、かつ平家建であるもの、貯蔵倉庫が独立した専用の建築物で、かつ、平家建以外であるもの及び当該施設の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設ける屋内貯蔵所については、それぞれ形態により明確に区分され、令にその技

ヤマト消火器株式会社が社名を変更し、  
**ヤマトプロテック株式会社**として、  
 大きく、はばたいています。  
 今後ともよろしくお願いいたします。



### ヤマトプロテック株式会社

東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)446-7151(代)  
 本 社 〒537 大阪府東成区深江北2-1-10 TEL.(06)976-0701(代)

■営業品目■ ビル防災設備/プラント防災設備/避難・警報設備/家庭用防災機器/各種防災機器/各種消火器  
 名古屋・札幌・仙台・新潟・大宮・八王子・千葉・横浜・静岡・富山・神戸・尾道・広島・松山・福岡・鹿児島/大阪工場

術基準が規定されたものであること。

(1) 令第10条第1項の屋内貯蔵所の基準

本項の基準は、貯蔵倉庫が独立した専用の建築物で、かつ、平家建であるものに係る屋内貯蔵所について規定したものであること（令第10条第1項第3号の2、第4号）。

ア 屋内貯蔵所が当該施設との間に保安のための距離を保つべき対象物として、新たに、有料老人ホーム、精神障害者社会復帰施設及び障害者職業訓練校が追加されたこと（規則第11条第4号）。

イ 貯蔵倉庫の軒高（地盤面から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷げた又は柱の上端までの高さをいう。以下同じ。）については、原則として6m未満に制限されたが、これは消火器による消火の困難性、消防隊の地上からの放水による消火活動の困難性等を考慮したものであること。

また、新たに第2類又は第4類の危険物に限定しかつ、著しく消火困難な施設として消火設備の強化を図ること等により、軒高が6m以上20m未満の高層の貯蔵倉庫に係る基準が整備されたこと（令第10条第1項第4号、規則第16条の2）。

ウ 貯蔵倉庫の床面積の制限が緩和されたが（令第10条第1項第5号）、これに伴い、屋内貯蔵所の消火設備及び警報設備の基準の整備が図られているものであること。

エ 貯蔵倉庫の延焼のおそれのある外壁は、出入口以外の開口部を有しない耐火構造の壁とするとともに当該開口部には随時開けることができる自動閉鎖の甲種防火戸を設けることとされたこと（令第10条第1項第6号、第8号）。

オ 貯蔵倉庫に架台を設ける場合の架台の構造及び設備について定められたこと（令第10条第1項第11号の2、規則第16条の2の2）。

(2) 令第10条第2項の屋内貯蔵所の基準

本項の基準は、貯蔵倉庫が独立した専用の建築物でかつ、平家建以外であるものに係る屋内貯蔵所について明確に規定したものであること。なお、当該屋内貯蔵所において貯蔵し、又は取り扱うことのできる危険物は、第2類又は第4類の危険物（引火性固体及び引火点が70℃未満の第4類の危険物を除く。）に限られるものであること（令第10条第2項柱書、令第10条第2項においてその例による令第10条第1項第3号の2）。

ア 屋内貯蔵所が当該施設との間に保安のための距離を保つべき対象物として、新たに、有料老人ホーム、精神障害者社会復帰施設及び障害者職業訓練校が追加されたこと（規則第11条第4号）。

イ 貯蔵倉庫の各階の床は地盤面以上に設けることとされ、また、階高（各階の床面から上階の床の下面までの高さをいい、最上階にあっては床面から建築



空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計  
遠隔式警報ユニット液面計  
各種液体タンク用液面計  
フロートスイッチ・微圧スイッチ  
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全  
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(358)9467(代表)

株式会社技研

〒530 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル ☎358-9467-8

物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷げた又は柱の上端までの高さをいう。以下同じ。)は6日未満に制限されたこと(令第10条第2項第1号)。

ウ 貯蔵倉庫の各階の床面積の合計は1,000㎡以下とされたこと(令第10条第2項第2号)。

エ 貯蔵倉庫の壁、柱、床及びはりは耐火構造とされ階段は不燃材料で造ることとされたこと。また、延焼のおそれのある外壁は、出入口以外の開口部を有しない耐火構造の壁とするともに、当該開口部には随時開けることができる自動閉鎖の甲種防火戸を設けることとされたこと(令第10条第2項第3号、令第10条第2項においてその例による令第10条第1項第8号)。

オ 貯蔵倉庫の2階以上の階の床には、耐火構造の壁又は甲種防火戸若しくは乙種防火戸で区画された階段室を除き、開口部を設けてはならないこととされたこと(令第10条第2項第4号)。

カ 貯蔵倉庫に架台を設ける場合の架台の構造及び設備について定められたこと(規則第16条の2の2)。

### (3) 令第10条第3項の屋内貯蔵所の基準

本項の基準は、当該施設の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設ける屋内貯蔵所について、新たに規定したものであること。なお、当該屋内貯蔵所においては、指定数量の20倍を超える危険物、第5類の危険物のうち有機過酸化物又はこれを含有するものであって第一種自己反応性物質の性質を有するもの(以下「指定過酸化物」という。)及びアルキルアルミニウム等を貯蔵し、又は取り扱うことはできないものであること(令第10条第3項柱書、規則第16条の4第6項、第16条の6第3項)。

ア 屋内貯蔵所は、壁、柱、床及びはり耐火構造である建築物の1階又は2階のいずれか一の階に設置するものとされたこと(令第10条第3項第1号)。

イ 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の床は地盤面以上に設けることとされ、また階高は6メートル未満に制限されたこと(令第10条第3項第2号)。

ウ 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の床面積は75㎡以下とされたこと(令第10条第3項第3号)。

エ 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の壁、柱、床、はり及び屋根(上階がある場合には上階の床)は耐火構造とされ、出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画するものとされたこと(令第10条第3項第4号)。

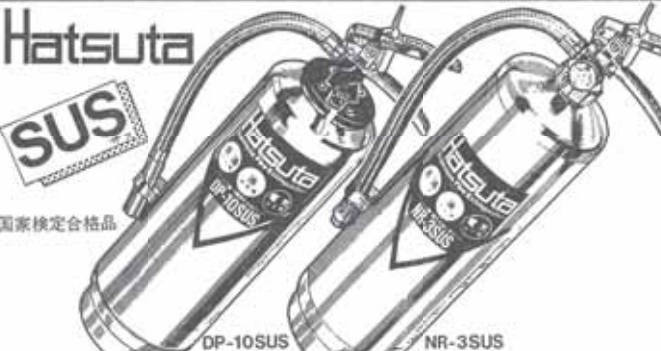
オ 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の甲種防火戸を設けるものとされたこと(令第10条第3項第5号)。

カ 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分には、窓を設けてはならないこととされたこと(令第10条第3項第6号)。なお、「窓を設けてはならないこと」とは、出入口及び法令上必要とされる換気設備等の開口部以外の開口部を有してはならないことを意味するものであること。

キ 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の換気及び排出の設備には、防火上有効にダンパー等を設けることとされたこと(令第10条第3項第7号)。

ク 貯蔵倉庫に架台を設ける場合の架台の構造及び設備について定められたこと(規則第16条の2の2)。

(4) 指定数量の倍数が50以下の屋内貯蔵所について、令第10条第1項の基準の特例が定められたこと(令第10条第4項、規則第16条の2の3)。ただし、指定過酸化物又はアルキルアルミニウム等を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所は、当該特例基準の適用を受けることはできないものであること(規則第16条の4第6項、第16条の6第3項)。なお、当該屋内貯蔵所の満たすべ



Hatsuta

SUS

国家検定合格品

DP-10SUS      NR-3SUS

ハイグレード満載!

ホテル・オフィス・マンション・病院・公共施設  
などインテリア性を重視する場所に最適

- 粉末-DP-10SUS・20SUS
- 強化液-NR-3SUS・6SUS

ハツタ・ステンレス消火器

消火器・消火装置の総合メーカー

株式会社 初田製作所

本社工場/大阪府枚方市田穂田3-5 573 TEL(0720)96-128115  
大阪支社  
〒555 大阪市西淀川区千舟1丁目5番47号 ☎(06) 473-4870

き技術上の基準としては、当該特例基準又は令第10条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。

- (5) 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所について、令第10条第1項、第2項及び第4項の基準の特例が定められたこと（令第10条第5項、規則第16条の2の4から第16条の2の6まで）。なお、当該屋内貯蔵所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は令第10条第1項、第2項及び第4項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。
- (6) 指定過酸化物質又はアルキルアルミニウム等を貯蔵し又は取り扱う屋内貯蔵所について、令第10条第1項の基準を超える特例が定められたこと（令第10条第6項、規則第16条の3から第16条の6まで）。なお、規則第16条の4及び第16条の6で特例を定めていない事項については、令第10条第1項の基準が適用になるものであること。

### 地下タンク等点検技術者

## 初回講習、5月に大阪で

財全国危険物安定協会では、消防庁の指導により、昨年より地下タンク等の点検制度を実施しているが、その一つである点検技術者の初回講習平成元年度分を東京、長崎、山口、徳島、名古屋等で実施するが、近畿地区では次により大阪で開催する。

- 第8回 5月29日、30日 (定員50名)  
 第9回 5月31日、6月1日 (定員50名)  
 会 場 大阪市消防学校 (地下鉄長田駅)  
 受講料 28,500円  
 申込先 財大阪府危険物安全協会  
 期 日 5月22日まで (満席になり次第締切)

〈初回講習〉 消防法第14条の3の2に基づく定期点検制度のうち、地下タンク、地下埋設配管については、消防庁より示されているが、その点検方法は高度な専門知識を必要とされている。そこで、点検時に事故を起こさないように、またその専門知識を習得するために行われる講習で、講習修了者には終了証が交付される。

また、点検を業とする事業所認定も、全危協で行われているが、事業所認定を受ける要件として、点検を実施する各チーム毎に、この初回講習終了者が必ず1名必要とされ、事業所認定には欠かせない資格である。

### 大阪府消防防災課長に片岡氏

#### 〈4月の消防関係・人事異動〉

#### ■大阪府消防防災課関係

- ▷国際花と緑の博覧会協力局次長 安部四郎 (消防防災課長) ▷消防防災課長 片岡健造 (ソフト産業振興課参事) ▷消防防災課参事 米本保 (消防防災課長代理) ▷消防防災課長代理 島瀬善彦 (河川砂防課主幹)

### 大阪市消防局危険物課長に岡本消防監

#### ■大阪市消防局関係

- ▷危険物課長 岡本雅夫 (住之江署長) □予防査察課長 吉田清治 (警防部主幹) [退職] 松穂齊治 (危険物課長)

#### ■東大阪市消防局

- ▷消防長 壁晃造 [退職] 松田健太郎 (消防長)

#### ■池田市消防本部

- ▷消防長 奥孝治 (消防次長) [退職] 塩月美義 (消防長)

### 土曜日の休日について

本年4月より、毎月第二、第四土曜日を休日とさせていただきます。

財大阪府危険物安全協会  
 大阪市危険物安全協会



### 暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備  
 スプリンクラー設備  
 ドレンチャー設備  
 泡消火設備  
 ガス消火設備  
 粉末消火設備  
 自動火災報知設備  
 避難設備

創業30年の実績と経験で信頼いただく  
 防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検

株式会社 三和商会

本 社 大阪市西区京町堀2丁目1番17号  
 〒550 電話 (06) 443-2456 (代)  
 平野営業所 大阪市平野区長吉出戸2丁目4番6号  
 〒547 電話 (06) 707-3341



# 危険物取扱者養成講習ご案内

平成元年度第1回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験準備講習会を開催いたします。

## 1. 日 時・会 場

種 別	講 習 日	時 間	会 場
甲 種	5月19日(金)、5月22日(月) 5月24日(水)	9時30分～16時	大 阪 府 商 工 会 館 (地下鉄本町駅ヨリスグ)
乙 種 第 4 類	1 期	5月17日(水)、5月25日(木)	大 阪 府 商 工 会 館
	2 期	5月18日(木)、5月29日(月)	大 阪 府 商 工 会 館
	3 期	5月25日(木)、5月26日(金)	堺 市 立 勤 労 会 館 (高野線堺東駅ヨリ13分) (阪堺線宿院駅ヨリ6分)
	4 期	5月23日(火)、5月24日(水)	茨 木 市 商 工 会 議 所 (茨木駅ヨリ約13分)
	5 期	5月18日(木)、5月19日(金)	岸 和 田 競 輪 場・多 目 的 ホール (南海本線春木駅ヨリ6分)
	6 期	5月26日(金)、5月30日(火)	淀 川 産 業 会 館 (阪急十三駅東口ヨリ5分)
	日曜コース	5月14日(日)、5月21日(日) 5月28日(日)	10時～16時30分
夜間コース	5月16日(火)、5月18日(木) 5月23日(火)、5月25日(木) 5月30日(火)	17時30分～20時	大 阪 府 商 工 会 館
丙 種	6月1日(木)	9時30分～16時	大 阪 府 商 工 会 館

## 2. 受付期間と場所

受 付 場 所	日 時
豊中市消防本部内 (阪急宝塚線・豊中駅より南へ5分) 豊中防火安全協会	5月8日(月) 午前10:00～11:30
茨木市消防本部内 茨木市災害予防協会	5月8日(月) 午後2:00～4:00
東大阪市西消防署内 (近鉄・小坂駅北へ6分) 東大阪市西防火協力会	5月9日(火) 午前10:00～11:30
(地下鉄・守口駅前) 守口消防署	5月9日(火) 午後2:00～4:00
岸和田市消防本部内 岸和田市火災予防協会	5月11日(木) 午前10:00～11:30
堺市消防署内 (阪堺線・大小路駅前) 堺防災協会	5月11日(木) 午後2:00～4:00
四ツ橋ビル8階 (地下鉄・四ツ橋駅北出口2号) 大阪府危険物安全協会	5月12日(金) 午後1:00～4:00 5月15日(月) 午後1:00～4:00

## 3. 夜間コース、日曜コースの申込方法

夜間(定員60名)、日曜(定員150名)コースは電話(06-531-9717)で予約受付、定員に達し次第締切。

## 4. 受講会費(会費には、各テキスト代を含みます) テキスト不要の場合は甲種は2,000円、乙種は2,000円減額。

種 別	会 員	会 員 外	備 考
甲 種	14,000円	17,000円	
乙 種	10,000円	12,000円	
乙 種(夜)	12,000円	14,000円	
日 曜 コー ス	14,000円	17,000円	もぎテスト実施
丙 種	4,000円	5,000円	

但乙種1.2.3.4.5.6類受講者は、2種類以上の場合、各2,000円増。また、科目免除者はテキストなしで、1種類につき1,000円。